

学生会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、奈良工業高等専門学校学生会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、学校の指導の下に学生の自発的な活動をとおして、その人間形成を助長し、高等専門教育の目的達成に資することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の諸活動を行う。

- (1) 会員の文化的教養を向上させる活動
- (2) 会員の技術、技能を向上させる活動
- (3) 会員の健康を保持増進させる保健体育的活動
- (4) 会員の福利や厚生を促進する活動
- (5) 校風校紀を向上させ振興する活動
- (6) 会員相互の親睦融和を図る活動
- (7) 学校の行事への協力や、積極的参加を図る活動
- (8) その他本会の目的達成に必要な諸活動

2 学生会活動を行うに当たっては、法令及び奈良工業高等専門学校学則、奈良工業高等専門学校学生準則、その他学校の定める諸規則に違反することなく、また学園の秩序を乱すようなことがあってはならない。

(組織)

第4条 本会は、奈良工業高等専門学校学生の全員をもって組織し、また学生は入学と同時に本会の構成員となるものとする。

2 本会は、部会、委員会及び学級を主体組織として構成させ、部会にクラブが所属する。

3 学校で認められた本会会員による団体を準構成団体とすることができる。

4 本会には、顧問として指導教員が置かれる。指導教員は、校長の命により学生主事の総括の下に、本会の各単位組織及び機関、部会及びクラブの活動の指導に当たるものとする。

(計画、予算決算、規約の制定、変更、その他すべての議決事項の届け出と承認)

第5条 本会は、規約の制定、規約の変更、毎年度の活動計画、収支予算書等すべての議決事項については校長の承認を受け、また活動報告書及び収支決算書を提出するものとする。

(校長の権限)

第6条 校長は、本会の最高顧問として、再審議を要求する権利及び決定権を有する最終責任者である。

第2章 組 織

(機関)

第7条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会 本会最高の議決機関
- (2) 評議会 総会に次ぐ議決機関
- (3) 執行部 本会最高の執行機関
- (4) 委員会 個々の任務を執行する
- (5) 文化部会 クラブ活動を行い、技術・技能を磨く
- (6) 体育部会 同上
- (7) 学級会 学級を単位とし、本会の諸活動を推進する
(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 書記 2名
- (4) 会計 2名
- (5) 会計監査 8名

第9条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、学生会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が休学、その他の理由で仕事を全うできない場合、原則年長者の副会長一名がその仕事を代行する。
- (3) 書記は、総会及び評議会の書記を兼任し、議事録を作成するとともに、記録書類の整備保管に当たる。
- (4) 会計は、本校の会計担当係との連絡の下に本会の財政管理に当たる。
- (5) 会計監査は、会計の監査に当たる。

2 役員は、選挙管理委員会委員長を兼任することはできない。

(役員等の任期)

第10条 第8条第1号から第4号の役員の任期は、10月1日から翌年9月30日までの1か年とし、第8条第5号の役員の任期は、4月1日から翌年3月31日までの1か年とする。

2 役員に欠員の生じた場合の補欠の役員の任期は、前任役員の残任期間とする。

3 第8条第1号の役員は通算2期までとする。第8条第2号から第5号の役員は、再任を妨げない。

(総会)

第11条 総会は、本会の最高議決機関であり、全会員により構成され、会長がこれを招集する。

2 定期総会は、毎年1回5月に開催する。ただし、会員の2分の1以上の要求があったとき、または学生会役員全員が必要と認めたときは、年に2回まで臨時総会を開催することができる。

第12条 総会は、学生会に関する次の事項を審議議決する。

- (1) 役員の変更
- (2) 予算及び決算
- (3) 規約の改正
- (4) その他の重要事項

(評議会)

第13条 評議会は、総会に次ぐ議決機関として学生会の運営に関する重要事項を審議決定し、次の資格による評議員をもって構成する。

- (1) 各学級委員長
- (2) 各委員会委員長
- (3) 各部会正部長
- (4) 正・副会長

第14条 評議会に正・副議長各1名を置く。正・副議長は、評議員の互選によって選出され、総会の正・副議長を兼任する。

第15条 評議会は、原則として年2回招集する。ただし、下に示す条件のいずれかを満たす場合は臨時に招集することができる。

- ・評議員の3分の1以上の要求があったとき
- ・会長が必要と認めたとき
- ・両副会長が必要と認めたとき

2 評議会の招集は、議長がこれを行う。

第16条 評議会は、次の事項を審議議決する。ただし、どの事項を議題とする場合も、開催3日前までに議長に届け出なければならない。

- (1) 各学級会、各委員会、各部会、執行部からの提出事項
- (2) 活動計画及び予算決算
- (3) その他重要事項

第17条 評議会は5日以内に、期日、場所、議題を公示して開くものとする。
(執行部)

第18条 執行部は本会最高の執行機関であり、役員、役員補佐及び執行部員をもって構成し、会長が随時これを招集し、必要な事項を協議する。

2 執行部役員は、全役員（会計監査を除く）とする。

3 役員補佐は、執行部役員の総意により、本会会員から必要に応じて選ばれる。

4 執行部員は、第1学年の各クラスから4名以上、第2学年は各クラスから2名以上、第3学年及び第4学年は各クラスから1名以上選出される。

(委員会)

第19条 本会に次の委員会を置く。委員会は、学校の機関と協力し、それぞれの任務に当たる。

- (1) 図書委員会 図書館活動、視聴覚などに関する事項（各クラスから1名以上選出）
- (2) 広報委員会 機関新聞、機関雑誌等の発行、校内放送に関する事項（各クラスから1名以上選出）
- (3) 体育委員会 校内競技会等学生の体育活動に関する事項（各クラスから2名以上選出）
- (4) 生活委員会 校内美化や学生生活の刷新向上に関する事項（各クラスから2名以上選出）
- (5) 高専祭実行委員会 高専祭の実行に関する事項（各クラスから3名以上選出）
- (6) 特別委員会 上記委員会の任務に属さない重要かつ特別な事項（本会会員5名以上で構成）

2 各委員会に委員長、副委員長及び会計責任者を置く。委員長は、委員会活動を統括し、委員会を代表する。副委員長は、委員長を補佐し、必要がある場合は、委員長の任務を代行する。会計責任者は、委員会の予算、物

品管理を行う。

- 3 委員長、副委員長及び会計責任者は、委員の互選により選出する。会計責任者がやむを得ない理由により、選出できない場合、委員3分の2以上の承認の上、委員会会計業務を学生会会計に委託することができる。
- 4 委員長及び副委員長の任期は、原則として、4月1日から翌年3月31日までの1か年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 必要ある場合には、有期限の特別委員会を設置することができる。
- 6 特別委員会に関する細則は、別にこれを定める。
- 7 委員長は本会の別の委員長、学級委員長及び副委員長、課外活動団体代表を兼任することはできない。

(クラブ及び部会)

第20条 本会に、クラブ及び部会を置く。

- 2 クラブは、本会の構成団体として、課外活動を行う。
- 3 部会は所属するクラブ相互の連絡調整を行う。

第21条 クラブとは下記に示す条件をすべて満たす部活動である。

- (1) 12名以上の部員が在籍していること。
- (2) 活動実績に関していずれかを満たしていること。
 - ・大会やコンテストに出場している。
 - ・大会やコンテストがない場合、資格試験を受験している。
 - ・大会やコンテスト、資格試験もない場合、学生会員が参加できる学内イベントを年2回以上実施している。ただし、学内イベントに高専祭を含むものとする。

第22条 各クラブに部長、副部長及び会計責任者を置く。部長は、クラブを代表し、その活動の中心となる。副部長は、部長の補佐をし、必要がある場合は、部長の任務を代行する。会計責任者は、クラブ予算の管理、物品の管理を行う。

- 2 部長、副部長及び会計責任者は、クラブ員の互選により選出する。
- 3 各部会に部会長及び副部会長を置く。部会長は部会を代表し、その活動を統括する。
- 4 部会長及び副部会長は、その部会に所属するクラブ部長の互選により選出する。

第23条 本会会員は、原則いずれかのクラブに所属し、その活動に参加するものとする。ただし、クラブへの加入またはクラブからの脱退は拘束され

ない。

第24条 各部会は、所属クラブの部長をもって構成し、クラブ相互の連絡調整その他の必要な事項を協議する。

第25条 クラブの合併及び廃止は、評議会の議を経て総会の承認を要する。

第26条 クラブ及び部会について、この規約に定めるもののほか、必要な事項は細則で定める。事務関連事項は執行部が別に定める。

(同好会)

第27条 学校で認められた本会会員による準構成団体を、同好会と称する。

2 同好会は、本会に認められた場合、本会の援助を受けることができる。

3 同好会の運用やその他必要な事項は、細則で定める。

(同好会の昇格)

第28条 同好会は、所定の要件を満たした場合、評議会及び総会の承認を経て、クラブに昇格することができる。

2 前項に規定する要件及び手続その他必要な事項は、細則で定める。

第29条 クラブは、所定の事由に該当すると認められた場合には、評議会及び総会の承認を経て、同好会に降格する。

2 前項に規定する事由及び手続その他必要な事項は、細則で定める。

(特別支援プロジェクト)

第30条 学校で認められた本会会員による準構成団体を特別支援プロジェクトと称し、本会に認められた場合、本会の援助を受けることができる。

(学級会)

第31条 学級会は、学級を単位として構成され、本会の諸活動を推進するとともに、各委員選出の母体となる。

2 学級会に学級委員長及び副委員長を置く。委員長は、学級における本会活動の中心となり、学級会を代表する。副委員長は、委員長を補佐し、必要がある場合は委員長の任務を代行する。

3 学級委員長及び副委員長は、学級の選挙により選出する。

(顧問)

第32条 本会の各単位組織及び各機関は、それぞれ顧問としての指導教員を必要とし、その活動はすべて顧問の指導と助言を受けるものとする。ただし、顧問は会議の議決には参加しない。

(会議の定足数)

第33条 本会の会議は、すべて5分の3以上の出席を必要とする。規定人数

に満たないときは流会とする。ただし、特に事由のある場合は、規定人数と同数の書面決議をもって、会議にかえることができる。

第34条 議決は、別に定めのある場合を除き、出席人員の3分の2以上をもって成立する。

2 本会の議決事項は、校長の承認を得たのち、効力を発する。

(動議)

第35条 会議中において動議(流会、延期、休憩等)が出た場合、出席人員6分の5以上の賛成で認められる。

(役員を選出)

第36条 会長は、学生会執行部に在籍する第2学年から第4学年の者のうち、執行部の擁立または立候補により選出された候補者の中から、全会員の平等な投票によって選出される。

2 副会長は、執行部の擁立または立候補により選出された候補者の中から、全会員の平等な投票によって選出される。

3 執行部は、会長及び副会長についてそれぞれ1名以上の候補者を擁立する義務を負う。

4 書記、会計は、評議会の承認を得て、会長がこれを委嘱する。

第37条 正・副会長が辞任またはその他の理由で欠員となった場合、その日から30日以内に選挙を行う。

第38条 選挙に関する一切の事務は、選挙管理委員会が当たる。

第39条 選挙期間中において、関連する掲示物、頒布物その他はすべて選挙管理委員会の許可を必要とする。

第40条 会長選挙についての施行細則は、別に定める。

第3章 会計、予算、決算及び活動計画

(会費)

第41条 会員は、必ず会費を納めなければならない。会費は、1か年7600円とし、4月及び10月に分割納入するものとする。本会の入会金は3000円とし、入学と同時に納入するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、会員の申出により会費を4月に一括して納入することができる。

3 前項の規定をもって、会費を一括納入した学生が前期中に休・退学した場合は後期分の会費を返還する。

(予算及び決算)

第42条 本会の予算及び決算は、評議会の議を経て総会の承認を得ることを必要とする。

(会計)

第43条 本会の経費は、入会金、会費、寄付金その他をもってこれにあてる。
2 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第44条 本会の会計は、評議会が要求したときは、中間報告をしなければならない。

2 会計についての細則は、別に定める。

(活動計画)

第45条 本会の活動計画及び予算案は、役員がこれを作成して評議会に提出し、評議会の議を経て総会の承認を得なければならない。

第4章 監 査

第46条 会計監査は、本会のすべての会計経理を監査する権利及び義務を有し、必要なときは評議会及び総会に報告する。

第47条 前条の目的達成のため、必要なときは、いずれの組織機関に対しても、その指示する書類を提出させることができる。

第48条 会計監査は8名とし、各科の第4学年のクラス委員長と各部会長及び各委員会の委員長らの代表者が兼ねるものとする。また、会計監査は学生会会員としての責務であり、拒否することはできない。

2 各委員会の代表は、輪番により決定する。

第5章 規約の改正

(改正)

第49条 本規約の改正については、本会会員の3分の1以上または評議員の3分の2以上の要求があった場合、会長がこれを総会に発議しなければならない。本規約改正の承認には、総会出席人員の4分の3以上の賛成を必要とする。

第50条 規約に付随する細則の設定及び改正は、評議会の議決による。

附 則

1 昭和39年度に限り第13条の評議会の構成員を次の如く定める。

一 各学級委員長、副委員長

- 二 各委員会委員長，副委員長
 - 三 各部正，副部長
 - 四 役員（会計監査を除く）
- 2 学年進行に伴って1の構成員を逐次減員し，第13条にする。
（中略）

附 則（最終改正）

- 1 この規約は，令和8年4月1日から施行する。
- 2 第10条第3項において定める第8条第1項の役員の任期制限は，本規約施行日以後に開始する任期について適用するものとし，施行日前に開始した任期及び当該任期中の在任期間は，同条に規定する任期数に算入しない。
- 3 第21条の規定は，令和7年5月9日時点において既にクラブとして認められている団体については，直ちにこれを適用しない。